

和泉市地域福祉推進コーディネーター業務
事業者選定プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 件名

和泉市地域福祉推進コーディネーター業務

(2) 目的

和泉市（以下、「市」という。）では、令和6年度より第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（以下、「計画」という。）に沿って、地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、各小学校区では、地域住民の話し合いを経て策定された『校区別アクションプラン』の取組みを進めています。

本業務は、校区別アクションプランの中でも、取組みテーマとして多くの校区で挙げられている『防災』について、目標達成の支援を行うことを目的とします。

(3) 業務内容

和泉市地域福祉推進コーディネーター業務（詳細は別紙「和泉市地域福祉推進コーディネーター業務仕様書」参照。）

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）

(5) 実施場所

「和泉市地域福祉推進コーディネーター業務仕様書」（以下「仕様書」という。）参照。

2. 契約方法・時期・契約保証金

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 契約締結予定日

令和7年9月に契約締結予定

(3) 契約保証金

和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）による。

3. 提案限度額 6,138,000円（税抜）

4. 支払条件

年2回払い。（10月分から12月分、1月分から3月分に分けて支払う）

5. 資格条件

参加表明書提出時点において、下記の全ての要件を満たしていること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 和泉市入札参加有資格者指名停止要項（平成17年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等

除外措置を、参加申請の受付日時時点で受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続を開始していないものであること。
- (5) 国税及び市税（和泉市内に本店、支店、営業所等が存する場合）を滞納している者でないこと。
- (6) 令和 2 年度から令和 6 年度において、地方公共団体から受託し完了した福祉に関わるコンサル業務、地域福祉関連業務等のうちいずれかで、契約完了実績が 1 件以上あること。
- (7) 事業者、事業者の役員又は従業員が、和泉市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 法令違反による大阪府の入札参加における参加停止措置を受けていないこと。

6. 要領等の配布

(1) 配布方法

必要書類については、和泉市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 配布期間（ダウンロード可能期間）

令和 7 年 8 月 20 日（水）から 9 月 1 日（月）午後 5 時まで

7. 参加表明書・企画提案書・見積書等の作成及び提出

(1) 提出書類（令和 6・7 年度和泉市入札参加有資格者の場合は、②～⑨書類は不要。）

- ①参加表明書（所定の様式（様式 1））
- ②商業登記簿謄本（登記事項証明書）（写）
（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ③国税の納税証明書「その 3 の 3」（写）
（非課税の場合はそれを証明するもの。最新のもの）
- ④法人の財務状況に関する書類（写）
（直近の決算書、損益計算書、貸借対照表等）
- ⑤直近 2 年間の市税の納税証明書（写）
（本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ）
- ⑥印鑑証明書（写）（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦暴力団排除に関する誓約書（所定の様式（様式 2））
- ⑧委任状（受任者を立てる場合のみ）（所定の様式（様式 3））
- ⑨使用印鑑届（所定の様式（様式 4））
- ⑩業務実績に関する書類（所定の様式（様式 5）及び業務実績を証明する契約書写等）
- ⑪質問書（所定の様式（様式 6））
- ⑫企画提案書（所定の様式（様式 7）・（様式 8）他）
- ⑬見積書

(2) 提出期限

- ①～⑩：令和7年9月1日（月）午後5時まで
- ⑪：令和7年9月3日（水）午後5時まで
- ⑫～⑬：令和7年9月5日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

和泉市役所 福祉部 福祉総務課（本庁2階③番窓口）

(4) 提出方法

持参（土日祝除く）または郵便（必着）。(⑪のみFAX またはE-mail も可)

* 持参の場合、事前に電話にて予約のこと（電話番号 0725-99-8126（午前9時～午後5時））。

* 郵便の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送すること。

なお、郵送料は参加者の負担とする。

(5) 参加資格の確認

参加表明書の提出があった事業者に対しては、令和7年9月1日（月）午後5時までに参加資格の確認・通知をE-mailで行います。

(6) 質問について

実施要領や仕様書等に関する質問受付および回答は、以下のとおり行います。

a. 質問方法

- ・「参加表明書」を提出した事業者が質問できます。
- ・質問の内容を簡潔にまとめて、⑪「質問書」（所定の様式（様式6））に記入の上、持参、FAX またはE-mail により提出。電話による質問は受け付けません。

b. 質問の回答：令和7年9月5日（金）にE-mailにより、質問・回答等を全事業者・団体に回答します。また、市が質疑を追加することがあります。

(7) 企画提案書・見積書について

- a. ⑫企画提案書（所定の様式（様式7）・（様式8）・任意様式）、及び⑬見積書の提出
- b. 部数等：正本1部【企画提案書、見積書】、副本10部【企画提案書】を提出すること。書類は、原則A4版（縦位置・横書き）に統一してください。
- c. 副本には、提案者の商号又は名称、それらを類推できるような情報は記載しないこと。
- d. 提出後は、企画提案書等の差替えはできません。ただし、本市が必要と判断した場合は、本市から差替や追加資料の提出等を求めることがあります。
- e. 企画提案書（任意様式）には以下の事項を記載すること。
 - ・人員配置、組織体制：責任者の有無や専任担当者の人数など、無理なく業務を遂行できる体制が整っているか、団体として配置人員をバックアップする内容・組織体制であるかについて記載すること。
 - ・調査力：地域特性や課題、ニーズ等の把握・掘り起しに関する効果的な手法について記載すること。
 - ・企画力：第5次和泉市地域福祉基本・活動計画における校區別アクションプランに掲げる、防災にかかる重点取組みを踏まえて、地域が抱える課題等を解決するための具体的かつ効果的な提案について記載すること。

(8) 辞退届の提出

参加表明書の提出後に辞退する際は、辞退届（所定の様式（様式9））を令和7年9月18日（木）までに提出すること。

8. 選定方法

(1) 第1次審査

提出書類の内、参加者の提案金額、類似業務の実績件数について、評価基準（「10. 評価項目・評価基準・価格点」参照。）に沿って点数をつけ、参加者の上位3者を事務局にて選定します。ただし、参加者が3者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(2) 第2次審査

提出書類、プレゼンテーション、質疑応答をもとに選定委員が評価基準（「10. 評価項目・評価基準・価格点」参照。）に沿って点数をつけ、全委員の総点数（が最も高く、かつ価格点を除いた評価基準点（400点満点）の点数が6割以上（240点以上）の提案者を優先交渉権者に特定します。また、次に得点の高い者を次点交渉権者とします。同点の場合は、評価項目における業務提案の企画力（「（別紙）評価基準・価格点」の①における「企画力」）の得点が最も高い提案者を優先交渉権者に特定します。なお、参加者が1者の場合も上記と同様に扱います。

9. 第2次審査の実施について

(1) 第2次審査は、令和7年9月19日（金）開催です。詳細は、令和7年9月16日（火）にE-mailにて通知します。

(2) 第2次審査は対面方式で、企画提案書をもとに提案内容の説明と質疑応答を行います。

(3) 提案内容の説明にPowerPoint等を使用する場合、当日、プロジェクター、スクリーンは市で用意します。なお、プロジェクターやスクリーンの準備時間については、下記の提案内容の説明の時間に含みます。

(4) プレゼンテーションは、本業務の主要な配置予定技術者（事業所の社員または下請けの社員）が説明し、質疑に応じていただきます。

(5) 第2次審査の時間配分は、次のとおりとします。

・提案内容の説明：30分以内・質疑応答：20分以内

(6) 第2次審査の出席者は、3名以内とします。また事業を実施する際の責任者は必ず出席すること。

(7) プレゼンテーションの質疑応答中に提案者が話した内容について、企画提案書に記載がない補足説明についても評価の対象となります。

(8) プレゼンテーション及び質疑応答による審査時は、記録用として録音します。

(9) 優先交渉権者となった場合は、議事録を速やかに提出し、和泉市の承認を受けてください。

10. 評価項目・評価基準・価格点

(1) 第1次審査（書類審査）の評価項目

「（別紙）評価基準・価格点」により業績実績件数を点数化し、点数が高い順から3者

を選定する。

業務実績件数：1～2件＝1点、3～4件＝2点、5～6件＝3点、7～8件＝4点、9件以上＝5点（ただし、同じ自治体の同じ業務については、複数回実績がある場合でも1件とする）

※同点であった場合は、提案金額が低い順で提案者を選定する。ただし、参加表明者が3者以内の場合は1次選定を省略し、2次選定のみ実施する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・質疑応答）での評価項目・評価基準

評価項目・評価基準は「(別紙) 評価基準・価格点」のとおり。

11. スケジュール

内容	日時
募集要領・仕様書等配付期間 市ホームページからダウンロード可	令和7年8月20日（水）～ 令和7年9月1日（月）午後5時
参加表明書等の提出	令和7年8月20日（水）～ 令和7年9月1日（月）午後5時
参加資格の通知（E-mail）	令和7年8月20日（水）～ 令和7年9月2日（火）午後5時
実施要領や仕様書等に関する質問の受付 期間（参加表明書等提出必要）	令和7年8月20日（水）～ 令和7年9月3日（水）午後5時
質問に対する回答日	令和7年9月5日（金）
企画提案書・見積書等の提出	参加資格通知～ 令和7年9月11日（木）午後5時
第1次審査（書類審査）	令和7年9月16日（火）
第1次審査結果通知及び第2次審査の案内 通知発送	令和7年9月16日（火）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年9月19日（金）
優先交渉権者の決定・通知・公表	令和7年9月24日（水）

12. 失格事項

応募受付後でも、次の要件のいずれかに該当する場合は応募を却下します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に違反した場合
- (4) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

※公共交通機関等の運転見合わせ、大幅な遅延等により決められた期限内で対応できない場合の取扱は、事前に連絡があった場合に限り個別に対応する。

- (5) 申請後から優先交渉権決定までに参加資格要件を欠く事由が発生した場合
- (6) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (7) 提案限度額を超えた見積書の提出があった場合

13. 選定・非選定結果の通知方法

選定結果は、郵送にて通知する。

14. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者を特定後、結果を第2次審査の全提案事業者に通知します。また、次の事項を市のホームページにて公表するとともに福祉総務課にて閲覧可能とします。

- (1) 優先交渉権者の名称及び総合得点
- (2) 全参加者の名称（辞退、失格等含む申し込み順）
- (3) 全提案者の名称（申し込み順）
- (4) 全提案者の総合点（総合得点順）
- (5) 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- (6) 優先交渉権者の選定理由
- (7) 選定委員の所属及び氏名

※(3)と(4)及び(3)と(5)の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、(1)(2)(3)(6)(7)は公表するが、(4)(5)は公表しない。

15. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき公開対象とする。

16. 契約交渉について

本市は選定後、優先交渉権者と交渉し、委託契約を締結します。

- (1) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、提案や交渉を踏まえた仕様書の見直しを必要に応じて行い、当該優先交渉権者を契約者として決定し、契約締結を行います。
- (2) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行い、成立した場合には、提案や交渉を踏まえた仕様書の見直しを必要に応じて行い、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行います。なお、次点交渉権者が9.(9)の議事録を提出します。

17. 参加に必要な書類一覧表

(1) 参加表明に必要な書類

・和泉市入札参加有資格者の場合は、②～⑨の書類は不要。

	提出書類	備考
☐	①参加表明書	所定の様式（様式1）
☐	②商業登記簿謄本（登記事項証明書）（写）	応募受付日前3ヶ月以内に発行されたもの
☐	③国税の納税証明書「その3の3」（写）（非課税の場合はそれを証明するもの）	最新のもの
☐	④法人の財務状況に関する書類（写）	直近の決算書、損益計算書、貸借対照表等
☐	⑤直近2年間の市税の納税証明書（写）	本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
☐	⑥印鑑証明書（写）	応募受付日前3ヶ月以内に発行されたもの
☐	⑦暴力団排除に関する誓約書	所定の様式（様式2）
☐	⑧委任状	受任者を立てる場合のみ（様式3）
☐	⑨使用印鑑届	（様式4）
☐	⑩業務実績に関する書類	所定の様式（様式5）及び業務実績を証明する契約書写し等

(2) 質問時に必要な書類

	提出書類	備考
☐	⑪質問書	所定の様式（様式6）

(3) 企画提案に必要な書類

	提出書類	備考
☐	⑫企画提案書	所定の様式（様式7）（様式8）及び任意様式
☐	⑬見積書	任意様式

(4) 参加辞退する場合に必要な書類

	提出書類	備考
☐	⑭辞退届	所定の様式（様式9）

18. 事務局・問い合わせ先

和泉市福祉部福祉総務課

(TEL) 0725-99-8126

(E-mail) fukushi-somu@city.osaka-izumi.lg.jp

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

(FAX) 0725-45-9352

(様式1)

受付番号

令和 年 月 日

和泉市長 あて

(申請者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :



和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集
参加表明書

標記の業務受託者募集の参加資格条件を満たしていますので、参加を表明します。

担当者氏名及び連絡先	担当部署名
	担当部署所在地
	担当者氏名
	電 話 番 号
	F A X 番 号
	E - M a i l

※令和7年9月1日(月)午後5時までに、「参加表明書」及び必要書類(企画提案書・見積書を除く)を和泉市福祉部福祉総務課まで提出してください

(様式2)

暴力団排除に関する誓約書

私は、和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集の参加表明にあたって、和泉市が和泉市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事業に係る入札、契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私はこの業務を受託するに際し、和泉市暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、和泉市暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、和泉市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、和泉市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、和泉市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 4 私は、本誓約書及び役員名簿等が和泉市から大阪府和泉警察署に提供されることに同意します。
- 5 私が本誓約書1に該当する事業者であると和泉市が大阪府和泉警察署から通報を受け、又は和泉市の調査により判明した場合は、和泉市が和泉市暴力団排除条例及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、和泉市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 6 私が和泉市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、和泉市から提出を求められた場合は、当該誓約書を和泉市に提出します。
- 7 私の使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると和泉市が大阪府和泉警察署から通報を受け、又は和泉市の調査により判明し、和泉市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

令和 年 月 日

和泉市長 あて

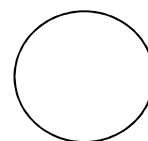
・所在地

・商号又は名称

・代表者職・氏名

・生年月日

年 月 日生



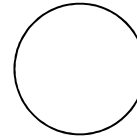
(様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

和泉市長 あて

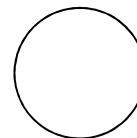
委任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名



(実印)

次の者を代理人と定め、「和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集」に係る下記権限を委任します。

受任者 所在地
商号又は名称
受任者職氏名



(使用印)

記

(委任事項)

1. 見積、入札、契約締結、納品書、代金の請求及び受領について
2. 復代理人の選任について
3. 保証金の納付及び受領について
4. その他プロポーザル、契約に関する一切の件

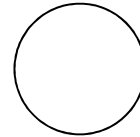
(様式4)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

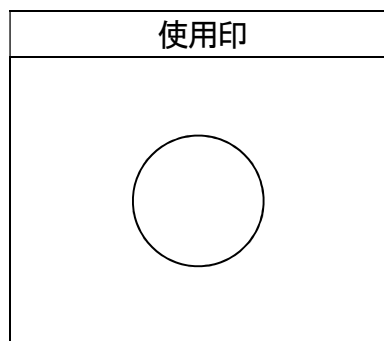
和泉市長 あて

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名



(実印)

次の印鑑を、和泉市との「和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集」にかかる下記の事項に関して使用する印鑑として届けます。



記

1. 見積、入札、契約締結、納品書、代金の請求及び受領について
2. 復代理人の選任について
3. 保証金の納付及び受領について
4. その他プロポーザル、契約に関する一切の件

(様式5)

業務実績報告書（参加表明・企画提案共通）

(商号又は名称)

業務名	業務概要	契約期間	発注者
【例】 〇〇市まちづくり支援事業	対象地域において、地域の住民、事業者と協力して、地域の調査・分析を行い、今後の取り組み提案をする。	令和4年6月1日～令和5年3月31日	〇〇市

- ※ 業務実績について、内容を証明するもの（契約書の写し等）を添付してください。
- ※ 令和2年度から令和6年度において、地方公共団体から受託した福祉に関わるコンサル業務、地域福祉関連業務等の契約完了実績について記入してください。
- ※ 参加表明時の参加資格の確認と2次審査での実績評価にも使用します。
- ※ 同じ自治体の同じ業務については、複数回実績がある場合も1件とします。

(様式 6)

質 問 書

「和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集」に係る質問

※令和7年9月3日（水）午後5時までに提出して下さい。

和泉市福祉部福祉総務課

TEL : 0725-99-8126

FAX : 0725-45-9352

E-mail : fukushi-somu@city.osaka-izumi.lg.jp

[illegible]

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

TEL :

FAX :

(様式7)

令和 年 月 日

和泉市長 あて

(申請者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :



企 画 提 案 書

和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集に参加するに当たり、下記のとおり提案します。

なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 本業務の実施体制

(1) 配置技術者

様式8のとおり

(2) その他実施体制に関わるもの

様式自由(企画書に含めても可)

2. 本業務に係る提案

企画書(様式自由)のとおり

※ 企画書は、A4サイズとしてください。必要に応じて、図表や写真等を用いても差し支えありません(カラー可)。

3 提案金額 計: 金 _____ 円(税抜)

※ 積算内訳のわかる見積書(様式自由)を添付してください。

※ 提案限度額(A及びBそれぞれの限度額とその合計限度額)を超えてはいけません。

(様式8)

配置予定技術者調書

(商号又は名称)

区分	A. 責任者 B. 主担当者 C. 副担当者			
配置業務	和泉市地域福祉推進コーディネーター業務			
フリガナ 氏名				
経験年数	年 か月			
保有資格	(記載例：社会福祉士、社会福祉主事等)			
業務実績	業務名	業務概要	契約期間	発注者

- ※ 責任者・主担当者・副担当者ごとに作成してください。
- ※ 「区分」は、責任者・主担当者・副担当者のいずれかに○をしてください。
- ※ 「保有資格」は、本業務に関連すると思われる資格について記載してください。
- ※ 「業務実績」は、当該技術者が携わった、福祉に関わるコンサル業務、地域福祉関連業務等で令和2年度から令和6年度までに完了したものについて記載して下さい。

(様式9)

辞 退 届

和泉市長 あて

令和 年 月 日

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :



このたび御市より、「和泉市地域福祉推進コーディネーター業務受託者募集」に関して参加表明を行いました。下記の理由により応募を辞退させていただきます。

記

辞退理由

【参考資料】

※ 地方自治法施行令第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※ 和泉市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するものをいう。
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる本市の不動産若しくは物品の売払い又は貸付けをいう。

(別紙) 評価基準・価格点

①及び②の合計点にて評価する。

①評価基準点 (400点満点)

評価項目		評価事項	評価点	重要度係数	配点
受注実績	業務実績	和泉市の人口と同規模または同規模以上の自治体において、類似する業務実績があるか。	実績件数：1～2件＝1点、3～4件＝2点、5～6件＝3点、7～8件＝4点、9件以上＝5点（ただし、同じ自治体の同じ業務は、複数回実績がある場合も1件とする）	1	5
体制	人員配置	責任者の有無や専任担当者の人数など、無理なく業務を遂行していくことができる実施体制が整っているか。	責任者の有無：有＝1点、無＝0点 専任担当者の人数：1人＝1点、2人＝2点、3人＝3点、4人以上＝4点	2	10
	組織体制	組織として、配置人員をバックアップする内容・組織体制。	予備人員の配置：有＝1点、無＝0点 指導力・対応力：非常に優秀＝4点、優秀＝3点、普通＝2点、やや劣る＝1点、劣る＝0点	2	10
業務提案	調査力	地域特性や課題、ニーズ等の把握・掘り起しに関する効果的な手法があるか。	非常に優秀＝5点、優秀＝4点、普通＝3点、やや劣る＝2点、劣る＝1点	1	5
	企画力	提案が地域住民の幅広い関心を引き付ける工夫を含んでいるか。	非常に優秀＝5点、優秀＝4点、普通＝3点、やや劣る＝2点、劣る＝1点	2	10
		「自助」「共助」の意識を向上させる具体的な手法があるか。		2	10
		地域防災の活動実践を主とした提案であるか。		3	15
		地域防災を検討・課題解決する効果的な手法があるか。		2	10
		単発ではなく持続的な効果を生む提案内容であるか。		1	5
合 計			－	－	80
委員 5 名の合計①			－	－	400

②価格点（100点満点）

提案上限額（6,138,000円）の9.5割（5,831,100円）以下であれば満点。
それ以外の金額の場合は、次の計算式による。（小数点以下切捨て）

$$100点 - \{ (提案価格 - 5,831,100円) \div (6,138,000円 - 5,831,100円) \} \times 100点$$

※提案上限額を超えた場合は失格とする。

※提案上限額と同額の場合は0点とする。